

第 1 章 総則

1 趣 旨

この訓令は、大東四條畷消防組合火災予防条例（平成 26 年大東四條畷消防組合条例第 27 号）第 4 章「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」について解説し、指導の要点を開示した基準書である。また、火災予防上の見地からその詳細が必要と思われる事項について、基準を具体的に示しその明確性を図った。

2 略称・用語

〈法令等の略称〉

法	消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
危政令	危険物の規制に関する政令 （昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）
政 令	消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）
危規則	危険物の規制に関する規則 （昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号）
規 則	消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）
危告示	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 （昭和 49 年 5 月 1 日自治省告示第 99 号）
条 例	大東四條畷消防組合火災予防条例 （平成 26 年大東四條畷消防組合条例第 27 号）
条例規則	大東四條畷消防組合火災予防条例施行規則 （平成 26 年大東四條畷消防組合規則第 30 号）

〈用語の定義〉

危険物	法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの
少量危険物	指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物
少量危険物等	指定数量未満の危険物及び指定可燃物
危険物施設	法第 10 条第 1 項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所
指定可燃物	火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるもので、条例別表第 8 の品名欄に掲げる物品のうち同表の数量欄に定める数量以上のもの
可燃性液体類等	指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並に指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類
可燃性固体類等	可燃性固体類及び可燃性液体類
綿花類等	指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物
指定数量	危険物についてその危険性を勘案して危政令で定める数量

耐火構造	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造
防火構造	建築基準法第2条第8号に規定する防火構造
不燃材料	建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料
準不燃材料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料
難燃材料	建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料
防火設備	建築基準法第2条第9号の二に規定する防火設備（20分間炎を遮る性能を有する設備）
特定防火設備	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備（1時間炎を遮る性能を有する設備）